

一級・二級・木造建築士各種手続きにおいて郵送申請受付等のご案内

(一社)鳥取県建築士会

一級・二級・木造建築士に係る各種手続きにおいて、希望する方には郵送による申請受付・免許証明書交付を行うことと致します。

なお、二級・木造建築士については、鳥取県知事名で発行された「二級・木造建築士試験合格通知書」をお持ちの方又は鳥取県に免許登録されている方に限ります。他都道府県の試験に合格された方、他都道府県に登録されている方は、当該都道府県建築士会等にお問い合わせください。

■窓口にて申請する場合の必要書類等

- ・一級・二級・木造建築士各種申請における必要書類一式(詳細は各手続のページをご確認ください。)
- ・窓口へお越しの際は、事前にお電話で確認をお願いします。会議等で事務局不在の場合があります。

■郵送にて申請する場合の必要書類等

- ・一級・二級・木造建築士各種申請における必要書類一式(詳細は各手続のページをご確認ください。)
- ・本人確認ができる公的な身分証明書のコピー
 - ※身分証明書のコピーが添付されていない場合は申請受付不可です。
 - ※郵送料は申請者のご負担となります。

なお、新規申請と、再交付(亡失)以外は、既存の免許証又は免許証明書の返却が必要になります。免許証明書の交付後、速やかに鳥取県建築士会に持参または郵送してください。

■送付方法

【郵送にて申請する場合は、以下をご使用ください】

- ・レターパックプラス ※レターパックライトは郵便受けのため使用できません。
- ・簡易書留

【郵送にて免許証明書を交付する場合は、以下により送付します】

- ・レターパックプラス
 - 郵送による申請時に返送用のレターパックを同封してください。
 - ※レターパックライトは郵便受けのため使用できません。
- ・簡易書留
- ・宅配便「着払」

いずれの場合も送料は申請者ご自身の負担となり、申請受付時に本人確認ができる公的な身分証明書のコピーが添付されていることが必須条件です。

■旧免許証又は旧免許証明書の返却について

【窓口による交付の場合】

登録が完了し免許証明書ができましたら、その旨を交付通知ハガキで通知します。

送られた交付通知ハガキ、印鑑(認印可)、旧免許証又は旧免許証明書をご準備いただき、鳥取県建築士会窓口にお越しください。

【郵送による交付の場合】

建築士免許証明書をお受取り後、お手元にある旧免許証又は旧免許証明書を10日以内に必ず鳥取県建築士会に持参または郵送してください。申請時にお預けいただくことも可能です。